

# 住居確保給付金のしおり

(離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方へ)



令和6年4月1日

## 住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止、又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、自立相談支援機関「伊勢市生活サポートセンターあゆみ」（以下「あゆみ」という。）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

33,400円（単身世帯） 40,000円（2人世帯）

43,400円（3人～5人世帯）

※管理費、共益費、駐車場代は対象外

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長・再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付等

## 受給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。  
又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった。  
（離職前には主たる生計維持者ではなかつたが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の収入の合計額が次の表の**収入基準額**以下である。（公的給付等（児童手当、児童扶養手当等、一部収入算定しないものがあります。）を含む。）。

基準額		収入基準額		
単身世帯	7.8万円	<b>基準額 + 家賃額</b> （世帯員数によって上限額があります）  <div style="text-align: right;"><b>収入基準額</b></div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 25px;"></div> <span>+</span> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 25px;"></div> <span>=</span> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px;"></div> </div>		
2人世帯	11.5万円			
3人世帯	14.0万円			
4人世帯	17.5万円			
5人世帯	20.9万円			

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
単身世帯	46.8万円
2人世帯	69万円
3人世帯	84万円
4人世帯	100万円
5人世帯	

- ⑥ ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。自営業においては、業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組みを行うこと。
- ⑦ 伊勢市等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

## 支給額

- ・月収が基準額以下の場合：家賃額※を支給。
- ・月収が基準額以上の場合：以下により算出された家賃額※を支給。

支給額（上限あり）＝基準額＋実際の家賃額－世帯収入額  
（100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算）

※家賃額には、上限があり、世帯人数により異なります。

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等の「初期費用」が必要な場合があります。「初期費用」の捻出が困難な方や、給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸付、生活の立て直しを支援するためのものです。（社会福祉協議会の審査あり）

1) 住宅入居費：40万円以内

2) 生活支援費：単身15万円/月以内

2人以上世帯20万円/月以内

貸付期間 原則3ヶ月

※給付金の支給期間を踏まえ「あゆみ」策定プランに基づき延長申請が可能。

3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 支給までの生活費が必要な方

住宅を喪失している方で、給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金」の貸付を活用することができます。

### ※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付を行うものです。（社会福祉協議会の審査あり）

1) 貸付額：10万円以内（貸付利子：無利子、連帯保証人不要）

## 申請に必要なもの

### ① 住居確保給付金支給申請書

### ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳  
各種健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等

### ③ 離職等後2年以内の者であること等が確認できる書類の写し

申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他、市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。

離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他、市がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し。申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し。（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し  
給与明細書、預貯金通帳のページ、雇用保険の失業給付等を受給中の場合は、「雇用保険受給資格証明書」、年金受給中の場合は「年金手帳」、その他各福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 公共職業安定所から付与された求職番号又は公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込み窓口名称の確認できるもの  
住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）に記載

## 申請から決定まで

### 住宅を喪失している方の場合

#### ◆ 支給申請書の提出

- 申請書に必要書類を添えて「あゆみ」に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- 給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入申込を行うことができます。

#### ◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保します。（原則として、賃貸住宅を探す範囲は、伊勢市内です。）
- 敷金、礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えます。
- 入居可能な住宅を確保した場合は、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

## ◆ ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口等での求職申込

- ・ハローワーク又は公的な無料職業紹介にて求職申込をします。
- ・自営業等の場合は、経営相談先への相談申込の提出をこれに替える場合があります。

## ◆ 確認書類の提出

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」を「あゆみ」に提出します。
- ・ハローワークから付与された求職番号又は公的な無料職業紹介の申込窓口名称を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）に記載し提出します。

## ◆ 審査

- ・資格ありと判断された場合は「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・資格なしと判断された場合は「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。  
その場合、住宅を確保している不動産業者等に不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付に併せて「住居確保報告書」が交付されます。

## ◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込

- ・敷金、礼金等の初期費用を捻出することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出することで、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込が可能です。（審査あり）
- ・給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込が可能です。（審査あり）

## ◆ 賃貸借契約の締結

- ・不動産業者等に対し「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、賃貸借契約を締結してください。その際、住宅入居費の借入申込をしている場合は、その写しも提示してください。（住宅入居費の借入申込をしている場合、原則として「停止条件付き契約（貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、住宅入居費を利用しない場合は、通常契約となるはずですが、全て「停止条件付き契約」としている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・住宅入居費の借入申込をしている方は、賃貸借契約締結後、写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て決定された場合は、不動産業者等に振込まれます。

## ◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって「停止条件付き契約」の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の異動手続きをしてください。

## ◆ 支給の決定

- 支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」及び新住所の「住民票」の写しを添付し「住居確保報告書」を「あゆみ」に提出します。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」と併せて「常用就職届」「職業相談確認票」が交付されます。（必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」）
- 不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出します。
- 給付金は、市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 生活支援費の申請をしている方は「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査により貸付決定が通知されます。

## 住宅を喪失するおそれのある方の場合

### ◆ 支給申請書の提出

- 必要書類を添えて、申請書を「あゆみ」に提出します。
- 申請書の写しの交付に併せて「入居住宅に関する状況通知書」「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

### ◆ 貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

### ◆ ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口等での求職申込

- ハローワーク又は公的な無料職業紹介にて求職申込をします。
- 自営業等の場合は、経営相談先への相談申込の提出をこれに替える場合があります。



## ◆ 確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し「あゆみ」に提出します。
- ハローワークから付与された求職番号を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）に記載し提出します。

## ◆ 審査・決定

- 受給資格ありと判断された場合、「あゆみ」を通じて「住居確保給付金支給決定通知書」と併せて「常用就職届」「職業相談確認」が交付されます。（必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」）
- 不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出します。
- 給付金は、市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、不動産業者等に不支給決定となった旨連絡してください。

## ◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出することで生活支援費の申込みができます。審査により貸付決定が通知されます。

## 給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワーク等の利用、「あゆみ」支援員の助言、ほか様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ◆ 毎月4回以上、「あゆみ」支援員による面接等の支援を受けてください。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用し、報告してください。
- ◆ 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク又は公的な無料職業紹介の職業相談を受けてください。「職業相談確認票」に対応担当者から相談日、担当者名、支援内容の記入・確認印を受けます。自営業の場合は、経営相談先の面談等の支援を受ける等、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行ってください。

- ◆原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けてください。ハローワークでの活動に限りませんので、求人情報誌や新聞折込広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して「あゆみ」に報告してください。
- ◆「あゆみ」でプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

## 支給中に常用就職した場合

- ◆支給決定後、常用就職（雇用契約で期間の定めがない又は6ヶ月以上の期間が定められているもの）した場合は「常用就職届」を「あゆみ」へ提出してください。
- ◆「常用就職届」を提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、「あゆみ」に毎月提出してください。

## 給付金の延長・再延長

- ◆支給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、延長（3か月間）、再延長（3か月間）することができます。

【要件】 ・ 支給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていた  
・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下である など

支給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の支給期間の最終月に収入と預貯金分かる書類を準備して、「あゆみ」に相談してください。

## 支給額の変更

◆以下の場合に限り、支給額を変更できます。

- 家賃が変更された場合。
- 一部支給であって、受給中に収入が減少し、基準額以下になった場合。
- 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、「あゆみ」の指導により市内での転居が適当である場合。

家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類を持参のうえ、「あゆみ」に相談してください。

## 給付金の中止

- ◆「毎月1回以上、「あゆみ」の面接等の支援を受ける」、「毎月2回以上、ハローワークで職業相談を受ける」、「原則週1回以上、求人先へ応募又は求人先の面接を受ける」等の常用就職に向けた求職活動を怠ったとき。
- ◆「あゆみ」の策定するプランに基づく就労支援を拒否するとき。
- ◆受給中に常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、得られた収入が収入基準額を超えたとき。（収入基準額を超える収入が得られた月の支給から）
- ◆受給中に常用就職及び就労に伴う収入の報告を怠ったとき。
- ◆住宅を退去したとき。（大家からの要請や「あゆみ」の指示の場合を除く）
- ◆支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当したとき。

◆受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明したとき。禁錮刑以上の刑に処されたとき。生活保護費を受給したとき。

◆上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたとき。

支給を中止する場合は、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 給付金の再支給

◆常用就職したものの、会社の都合で解雇になった場合やその他事業主の都合による離職、廃業、減収の場合は、再度支給を受けることができる場合があります。（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合による場合は、対象になりません）

※要件に該当するか不明の場合は、「あゆみ」にご相談ください。

※再支給は、原則、支給終了後1年間は受けることができません。

## 給付金の徴収

◆受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当した場合は、既に支給した給付を伊勢市が徴収するとともに、以降の給付金の支給も中止します。

## 相談・申請窓口

名称：伊勢市生活サポートセンターあゆみ

住所：〒516-0076 伊勢市八日市場町13-1（福祉健康センター2階）

TEL：0596-63-5224 FAX：0596-27-2412



LINE相談

（生活サポートセンターあゆみを選択してください）



× 毛

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 20 lines.